

令和3年度 第1回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和3年4月23日（金） 午前9時から午前10時45分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	中塩屋 均	出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	榎原 辰夫
出	堀之内 節子	出	倉田 雪男	出	園田 誠	出	福元 康光
出	障子田 勝	出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	木場 夏芳
出	新村 良廣	欠	泊 義秋	欠	寺下 幸弘		
出	上之原 昇	出	郷原 實行	出	上野 輝男		
出	西ノ原 敏男	出	牧之瀬 弘行	出	有村 隆		

推進委員

欠	垣内 直人	出	栗山 タカ	出	西元 貞幸	欠	清水 洋平
出	大園 和幸	出	高田 裕幸	欠	徳田 潤一	出	入佐 哲朗
出	鶴田 勉	出	田村 利秋	欠	本村 ヤス子	出	川崎 守
出	上穂木 紀順	出	松元 渡	出	持増 正		
欠	永山 智哉	出	藏ヶ崎 俊光	出	有馬 研一		
出	谷口 芳久	出	鬼塚 哲郎	出	立元 和揮		

4 部外者出席

農林水産課	農業振興管理係	主査 山中 俊明
	かのやアグリ起業ファーム推進室	主事 牧野 亮
農地整備課	地籍調査推進室	室長 児玉 喜久
		次長 藺牟田 博文

5 事務局職員

局 長	西迫 博
次長兼農地係長	下原 隆二
振興係長	井手口 剛
主 査	関口 実
主 査	池畑 信幸
主 査	下仮屋 重博
主任主事	兒高 翔

主 幹	梶原 宏行 (輝北総合支所産業建設課)
主 査	鳥巢 良和 (串良総合支所産業建設課)
主任主事	柳井谷 晃志 (吾平総合支所産業建設課)

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による計画決定について
 - ・農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について
 - ・農地転用の事業計画変更について
 - ・農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
 - ・農地の競売に係る買受適格証明願の承認について
 - ・非農地証明について
 - ・農地移動適正化あっせん申出について
 - ・地籍調査事業に伴う地籍調査推進員の推薦について
- [報告]
- ・農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について
- [その他]

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 牧之瀬 弘行 委員 ・ 村山 みつ子 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和3年度 第1回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和3年4月23日(金) 開会 午前9時 閉会 午前10時45分

鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和3年度第1回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。

局長 本日の、欠席は寺下委員、泊委員の2名です。

出席委員数は、19名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、清水委員、垣内委員、徳田委員、本村委員、永山委員の5名です。

鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以後の議事の進行は、木場会長にお願いいたします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号12番の牧之瀬委員と、15番の村山委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の池畑主査を指名します。これより議事に入ります。

1頁、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第1号、1頁から33頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和3年4月26日です。合計面積は、29万423㎡、うち更新分9万2千402㎡、内訳、田9万9千706㎡、畑18万1千338㎡、樹園地9千379㎡です。利用権を設定する者117人、設定を受ける者77人です。始期は、いずれも令和3年5月1日です。期間は、1年、2年、3年、4年10か月、5年、6年、7年、10年です。

次の3頁から33頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。1番2番は、設定期間が1年です。1番は、賃借権で新規設定。2番は、賃借権で再設定。

次の3番から4頁の6番までは、設定期間が2年です。3頁3番は、賃借権で新規設定。4番は、賃借権で再設定。5番は、使用貸借権で再設定。

次に、4頁、6番は、使用貸借権で再設定。次の7番から8頁の24番までは、設定期間が3年です。4頁7番から9番は、賃借権で新規設定。

次に、5頁、10番から13番までは、賃借権で新規設定。

次に、6頁、14番は、使用貸借権で新規設定。15番、16番は、賃借権で新規設定。

次に、7頁、17番は、使用貸借権で新規設定。18番は、賃借権で新規設定。19番は、使用貸借権で新規設定。20番、21番は、賃借権で再設定。

次に、8頁、22番から24番までは、賃借権で再設定。

次に、9頁、25番は、設定期間が4年10ヶ月で、使用貸借権で再設定。

次の26番から13頁の42番までは、設定期間が5年です。9頁、26番から29番までは、賃借権で新規設定。

次に、10頁、30番から33番までは、賃借権で新規設定。

次に、11頁、34番は、賃借権で新規設定。35番は、使用貸借権で新規設定。36番、37

番は、賃借権で新規設定。

次に、12 頁、38 番は、賃借権で新規設定。39 番は、使用貸借権で新規設定。40 番、41 番は、賃借権で再設定。

次に、13 頁、42 番は、賃借権で再設定。次の 43 番から 21 頁の 72 番までは、設定期間が 6 年です。13 頁、43 番から 45 番までは、賃借権で新規設定。

次に、14 頁、46 番、47 番は、賃借権で新規設定。48 番は、使用貸借権で新規設定。49 番は、賃借権で新規設定。

次に、15 頁、50 番から 53 番までは、賃借権で新規設定。

次に、16 頁、54 番から 56 番までは、賃借権で新規設定。

次に、17 頁、57 番から 59 番までは、賃借権で新規設定。

次に、18 頁、60 番から 62 番までは、賃借権で新規設定。

次に、19 頁、63 番は、賃借権で新規設定。64 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。65 番、66 番は、賃借権で新規設定。

次に、20 頁、67 番は、賃借権で新規設定。68 番から 70 番までは、賃借権で再設定。

次に、21 頁、70 番から 72 番までは、賃借権で再設定。次の 73 番は設定期間 7 年で、賃借権で新規設定。

次に、22 頁、74 番から 33 頁の 119 番までは、設定期間が 10 年です。22 頁 74 番は、賃借権で新規設定。75 番、76 番は、使用貸借権で新規設定。77 番は、賃借権で新規設定。

次に、23 頁、78 番は、使用貸借権で新規設定。79 番から 82 番までは、賃借権で新規設定。

次に、24 頁、83 番から 86 番までは、賃借権で新規設定。

次に、25 頁、87 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。88 番から 90 番は、賃借権で新規設定。

次に、26 頁、91 番、92 番は、賃借権で新規設定。93 番、94 番は、賃借権で再設定。

次に、27 頁、95 番、96 番は、賃借権で再設定。

次に、28 頁、97 番から 101 番までは、賃借権で再設定。

次に、29 頁、102 番は、使用貸借権で再設定。103 番から 105 番までは、賃借権で再設定。

次に、30 頁、106 番、107 番は、賃借権で再設定。108 番、109 番は、使用貸借権で再設定。

次に、31 頁、110 番は、賃借権で再設定。111 番は、使用貸借権で再設定。112 番は、賃借権で再設定。113 番は、使用貸借権で再設定。

次に、32 頁、114 番から 118 番までは、賃借権で再設定。次に、33 頁、119 番は、賃借権で再設定。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました、3 頁、1 番と 2 番の 1 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、3 頁、3 番から、4 頁、6 番までの 2 年もの 4 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、4頁、7番から、8頁、24番までの3年もの18件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、9頁、25番の4年10ヶ月もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、9頁、26番から、13頁、42番までの5年もの17件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。次に、13頁43番から21頁、72番までの6年もの30件ですが19頁、64番が鹿屋市農業委員会規則第28条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

19頁、64番について事務局の説明をお願いします。

井手口 19頁の64番は、借人福元副会長が代表を務める法人が貸借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る19頁、64番の6年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの6年もの29件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、21頁、73番の7年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、22頁、74番から33頁、119番までの10年もの46件ですが、25頁、87番が議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

25頁、87番について事務局の説明をお願いします。

井手口 25頁の87番は、借人福元副会長が代表を務める法人が貸借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る25頁、87番の10年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの10年もの45件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、34 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

井手口 所有権移転について、34 頁から 42 頁です。34 頁で説明します。公告年月日は令和 3 年 4 月 26 日、合計面積は、11 万 33 m²で、うち田 1 千 937 m²、畑 10 万 8 千 96 m²です。所有権を移転する者 28 人、所有権の移転を受ける者 7 人です。35 頁をご覧ください。1 番から 42 頁の 28 番までは、全て所有権移転協議成立したのですが、41 頁 25 番が、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。以上です。

議長 ただいま説明がありました所有権移転協議が成立したものの 28 件ですが、41 頁、25 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、松元委員に退席をいただき審議します。

(松元委員：退席)

41 頁、25 番について事務局の説明をお願いします。

井手口 41 頁の 25 番は、譲渡人松元委員のお父さんが所有権移転を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 松元委員に係る 41 頁、25 番の所有権移転協議成立の 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(松元委員：着席)

松元委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの所有権移転協議成立 27 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、43 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

井手口 中間管理権設定については、43 頁から 64 頁です。43 頁で説明します。公告年月日は、令和 3 年 4 月 26 日です。合計面積は、17 万 3 千 519 m²で、うち、田 3 万 9 千 202 m²、畑 13 万 4 千 317 m²です。利用権を設定する者 60 人、利用権の設定を受ける者 26 人で、全て新規設定です。始期は、令和 3 年 5 月 1 日で、期間は 5 年、6 年、10 年、16 年です。

44 頁をご覧ください。貸人から公社への設定期間、権利区分別です。1 番から 7 番までは、設定期間が 5 年です。44 頁 1 番から 4 番までは、賃借権。5 番は農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。6 番は、賃借権。7 番は使用貸借権。

次に、45 頁、8 番、9 番は、設定期間が 6 年で賃借権。次の 10 番から 54 頁の 59 番までは、設定期間が 10 年です。10 番は、賃借権。

次に、46 頁、11 番から 16 番までは、賃借権。

次に、47 頁、17 番から 22 番までは、賃借権。

次に、48 頁、23 番から 25 番までは、賃借権。

次に、49 頁、26 番から 33 番までは、賃借権。

次に、50 頁、34 番から 40 番までは、賃借権。

次に、51 頁、41 番、42 番は賃借権。43 番は、使用貸借権。44 番は、賃借権。45 番、46 番は、使用貸借権。47 番は、賃借権。

次に、52頁、48番は、賃借権。49番は、使用貸借権。50番、51番は、賃借権。

次に、53頁、52番から54番までは、賃借権。55番は、使用貸借権。

次に、54頁、56番から59番までは、賃借権。

次に、55頁、60番は、設定期間が16年で、賃借権。

次の61番からは、公社から借人への転貸設定です。61番から56頁の67番までは、設定期間が5年です。55頁61番から66番までは、賃借権。

次に、56頁、67番は、使用貸借権。68番、69番は、設定期間が6年です。68番は、使用貸借権。69番は、賃借権。

次に、57頁、70番から64頁86番までは、設定期間が10年です。57頁70番は、賃借権。

次に、58頁、71番は、賃借権。

次に、59頁、72番、73番は、賃借権。

次に、60頁、74番は、使用貸借権。75番は、賃借権。76番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。

次に、61頁、77番は、使用貸借権。78番、79番は、賃借権。80番は、使用貸借権。81番は、賃借権。

次に、62頁、82番、賃借権。83番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。84番は、使用貸借権。

次に、63頁、85番と、次の頁の86番は議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次に、64頁、87番は、設定期間が16年で賃借権。以上です。

議長 ただいま説明がありました、貸人から県地域振興公社への貸出が、44頁、1番から45頁、7番までの5年もの7件ですが、44頁、5番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、高田委員に退席をいただき審議します。

(高田委員：退席)

44頁の5番について事務局の説明をお願いします。

井手口 44頁の5番は、貸人高田委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 高田委員に係る44頁、5番の5年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(高田委員：着席)

高田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの5年もの6件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、45頁、8番、9番の6年もの2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、45頁、10番から54頁、59番までの10年もの50件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、55 頁、60 番の 16 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、県地域振興公社から転貸設定の 55 頁、61 番から 56 頁、67 番の 5 年もの 7 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

56 頁、68 番、69 番の 6 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、57 頁、70 番から 64 頁、86 番までの 10 年もの 17 件ですが、60 頁、76 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので高田委員に退席をいただき審議します。

(高田委員：退席)

60 頁、76 番について事務局の説明をお願いします。

井手口 60 頁の 76 番は、借人高田委員が貸借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 高田委員に係る 60 頁、76 番の 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(高田委員：着席)

高田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、62 頁、83 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので入佐委員に退席をいただき審議します。

(入佐委員：退席)

62 頁、83 番について事務局の説明をお願いします。

井手口 62 頁の 83 番は、借人入佐委員が貸借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 入佐委員に係る 62 頁、83 番の 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(入佐委員：着席)

入佐委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、63 頁、85 番と 64 頁、86 番が議事参与の制限にあたりますので福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

63 頁、85 番と 64 頁、86 番について事務局の説明をお願いします。

井手口 63 頁 85 番と 64 頁 86 番は、借人福元副会長が代表を務める法人が貸借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 福元副会長に係る 63 頁、85 番と 64 頁、86 番の 10 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。次に残りの 10 年もの 13 件です。ご異議ありませんか

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、64 頁、87 番の 16 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、65 頁、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第 2 号、65 頁から 70 頁です。70 頁で説明します。今回は、所有権移転 22 件です。内訳は、田 11 筆、1 万 554 m²、畑 24 筆、3 万 8 千 323 m²、合計 35 筆、4 万 8 千 877 m²です。初めに、65 頁です。1 番は、田 2,558 m²、畑 986 m²の贈与です。2 番は、畑 825 m²の売買です。3 番は、田 558 m²の売買です。4 番は、畑 2 千 228 m²の売買です。次に、66 頁、5 番は、畑 813 m²の売買です。6 番は、畑 2 千 394 m²の売買です。7 番は、畑 638 m²の売買です。8 番は、田 940 m²の売買です。9 番は、次の頁にかけて、田 878 m²の売買です。次に、67 頁、10 番は、畑 1 千 776 m²の売買です。11 番は、畑 1 千 850 m²の売買です。12 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。13 番は、畑 2 千 366 m²の売買です。次に、68 頁、14 番は、畑 550 m²の贈与です。15 番は、田 1 千 754 m²の売買です。次の 16 番から 70 頁の 22 番までは、全ては記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、67 頁、12 番が議事参与の制限にあたりますが、泊委員が欠席ですので、このまま審議します。67 頁、12 番について事務局の説明をお願いします。

井手口 67 頁の 12 番は、譲受人泊委員が所有権移転の贈与を受けるもので、農地法第 3 条第 2 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 泊委員に係る 67 頁、12 番の 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので申請どおり許可と決定しました

次に、引き続き調査がなされていますので、68 頁、16 番から 70 頁、22 番までを新原委員に、報告をお願いします。

新 原 議席番号 7 番の新原です。去る 4 月 15 日、記載の委員と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、68 頁の 16 番ですが、17 番、18 番も関連がありますので、併せて報告いたします。下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には稲を作付けすることでした。

次に、69 頁の 19 番ですが、市外取得の調査です。申請者は市外の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には甘藷や飼料などを作付けするとのことでした。

次に、20 番ですが、農業開始の調査です。申請者は令和 2 年度に設立された市内の農業法人で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には飼料などを作付けするとのことでした。

次に、70 頁の 21 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には甘藷を作付けするとのことでした。

次に、22 番ですが、市外取得の調査です。申請者は市外の方ですが、輝北町で軽種馬の育成を行う農家で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には隣接する牧場で飼育する馬の飼料を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告がありました 21 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、71 頁、議案第 3 号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　議案第 3 号、71 頁の 2 件です。1 番は、平成 27 年に許可後、建設業者が資材高騰により工事放棄しておりました。今回、当初の計画から育雛舎・倉庫・管理棟外の計画を変更し、新たに攪拌発酵槽を加えた計画に変更するものです。

次の 2 番は、当初の事業では、母親が住宅を新築する計画でしたが、母親は祖父と同居することとなったため、その子が事業継承し住宅を新築することになったものです。5 条申請の 8 番と関連です。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しました、事業計画変更 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、72 頁、議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　議案第 4 号、72 頁です。今回は、2 件で、畑 5 筆、1 万 188 m²となっています。1 番は、豚舎、堆肥舎、調整池を整備するもので、農用地利用計画指定用途です。5 条申請の 5 番と関連です。2 番は記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、72 頁、2 番を西ノ原委員に報告をお願いします。

西ノ原 　議席番号 6 番の西ノ原です。去る 4 月 15 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 4 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。72 頁の 2 番ですが、申請地は中央公民館の北に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行された第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に近接する事業所への貸駐車

場及び貸通路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。ただし、既に駐車場として利用されており、始末書を添付しての申請です。排水設備も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告がありました2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、73頁、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　議案第5号、73頁から77頁です。77頁で説明します。今回は、21件で畑23筆、2万649㎡となっています。

73頁をご覧ください。1番は一般住宅、駐車場を整備するもので農地区分は1の3です。

2番は、太陽光発電施設を整備するもので、農地区分は2の4です。

3番は、一般住宅、車庫兼ボルタリング場を整備するもので、農地区分は3の5です。

4番は、賃貸住宅、車庫兼倉庫、通路を整備するもので、農地区分は1の3です。

5番は、浄化槽を整備するもので、農用地利用計画指定用途です。4条申請1番と関連です。

次に74頁6番は、建売住宅、通路を整備するもので、農地区分は1の3です。

7番から77頁の21番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、74頁、7番から9番、75頁、10番、11番を新村委員に、75頁、12番から76頁、17番までを西ノ原委員に、76頁、18番から77頁、21番までを西元委員に、報告をお願いします。

新村 　議席番号4番の新村です。去る4月14日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、74頁の7番ですが、申請地は東原インターの北東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行された第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。なお、一般住宅の面積基準の500㎡を超えていますが、通路が必要なため、理由書が添付されています。

次に8番ですが、申請地は串良商業高校の南に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行された第1種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に9番ですが、申請地は旧市成小学校の東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に自身が役員を務める法人への貸駐車場及び貸通路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に、75頁の10番ですが、申請地は川東多目的運動広場の東に位置し、申請地付近は、

10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行された第1種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に11番ですが、申請地は上小原小学校の東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、7番から11番については、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

西ノ原 議席番号6番の西ノ原です。去る4月15日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、75頁の12番ですが、申請地は鹿屋工業高校の南に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に13番ですが、申請地は旧菅原小学校の東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、雨水排水については申請地内に浸透柵を設置する計画ですが、雨水の流出により災害が発生しないよう、改めて十分な対策を行うよう指導したところです。

次に14番ですが、76頁の15番も関連がありますので、併せて報告をします。申請地は旧野里駅の西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申請者は市内の不動産業を営む法人で、申請地に建売住宅3棟及び通路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に76頁16番ですが、17番も関連がありますので、併せて報告をします。申請地は柳浄水場の西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市内の不動産業を営む法人で、申請地に建売住宅5棟を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、12番から17番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

西元 推進委員の西元です。去る4月15日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、76頁の18番ですが、申請地は柳浄水場の南東に位置し、申請地付近は、10ha以

上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に一般住宅及び駐車場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、一般住宅の面積基準の500㎡を超えていますが、隣接地とのか緩衝地を設けるため、理由書が添付されております。ただし、既に造成がされており、始末書を添付しての申請です。

次に77頁の19番ですが、申請地は中央公民館の西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行された第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。なお、一般住宅の面積基準の500㎡を超えていますが、安全に出入りができるように、通路との間隔を開けるため、理由書が添付されております。

次に20番ですが、申請地は中央公民館の北西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業が施行されておりますが、都市計画用途地域から500m以内に位置するため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の不動産を営む法人で、申請地に建売住宅2棟を整備する計画です。周辺は、公共施設等が連たんしている区域に近接する場所で、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に21番ですが、申請地は県民健康プラザの北に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業が施行されておりますが、都市計画用途地域から500m以内に位置するため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、商業施設等が連たんしている区域に近接する場所で、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

以上、18番から21番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま説明、報告がありました、許可申請21件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、78頁、議案第6号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第6号、78頁から87頁です。79頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は8件で、田188㎡、畑2万5千493㎡、計2万5千681㎡となっております。次の80頁から87頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされておりますので、78頁、1番から4番までを上之原委員に、5番から79頁、8番までを高田委員に、報告をお願いします。

上之原 議席番号5番の上之原です。去る4月14日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

78頁をご覧ください。まず1番ですが、周辺図等は80頁をご覧ください。用途変更の

申し出です。申請人は市内の方で、申請地に農業用倉庫を整備する計画です。申請地は南町集落センター北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 2 番ですが、周辺図等は 81 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅・通路を整備する計画です。申請地はかのや東病院の南に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 3 番ですが、周辺図等は 82 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に牛舎を整備する計画です。申請地は鹿屋市畜産環境センターの南に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 4 番ですが、周辺図等は 83 頁をご覧ください。農振への編入の申し出です。申請人は市内の方で、申請地で各種事業の導入を行う計画です。申請地はひばり保育園の西に位置し、周辺の農用地区域内の農地に近接する場所であり、農用地区域への編入は支障がないと判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外・用途変更・農振への編入は支障がないと判断しました。

高 田 推進委員の高田です。去る 4 月 14 日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

次の 5 番ですが、周辺図等は 84 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅・カーポートを整備する計画です。申請地はひばり保育園の東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 6 番ですが、周辺図等は 85 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市外の法人で、申請地に豚舎を整備する計画です。申請地は平和公園の北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 7 番ですが、周辺図等は 86 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に牛舎・堆肥舎・ロールサイレージ置場を整備する計画です。申請地は細山田小学校の南に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 79 頁 8 番ですが、周辺図等は 87 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地を山林として活用する計画です。申請地は有里農業研修センターの南に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第一種農地ですが、現地は既に

山林化しており、また農地への復元も困難であることから農振除外後は非農地に認められると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外・用途変更は支障がないと判断しました。

議長 ただいま、説明、報告があった8件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、88頁、議案第7号「農地の競売に係る買受適格証明願いの承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第7号88頁です。今回は1件で、すべて記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、88頁、1番を、松元委員に、報告をお願いします。

松元 推進委員の松元です。去る4月15日に、記載の2名の委員と事務局で、申請者が農地の買受者として適格か、農地法第3条申請と同等の調査を行いましたので報告いたします。88頁1番ですが、申請者は、市内の農家です。今回、競売に出されている農地を取得した場合は、ブルーベリー等の果樹を作付けするとのことでした。農機具等は親族より借りて作業を行うとのこと、常時農作業に従事し、農地の全てを効率的に利用し、耕作を行うと認められることから、調査員としましては、農地の買受適格者であると判断いたしました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ということで、申請書どおり買受適格者である旨の証明書を発行します。

なお、この案件は、今回の総会で承認された案件ですので、今後、3条申請が提出されたときは、会長の専決処分とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件に係る3条申請は、会長専決処分とします。

次に、89頁、議案第8号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第8号、89頁です。89頁で説明します。今回は4件で、畑6筆、6千50㎡です。全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、89頁、1番から4番までを松元委員に、報告をお願いします。

松元 推進委員の松元です。去る4月15日、記載の2名の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、89頁の1番ですが、申請地は、古江港の北に位置し、昭和62年頃から畜舎敷地として利用している場所と、山林となっている場所の2筆でした。建物の状況及び山林も大木等もあり、隣地も山林で、ともに20年以上経過していることが判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地として認定し、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番ですが、申請地は上小原小学校の北東に位置し、昭和62年から住宅敷地として

利用しているとのことでした。申請者は、手続き等全て終わっていると思っていたとのことですが、調べてみたら地目が「畑」のままだったので、今回、非農地証明願いを提出したとのことでした。建物の状況からしても20年以上経過していることが判断されました。また、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地として認定し、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に3番ですが、申請地は旭原公民館の西に位置し、平成11年頃から建物敷地として利用しているとのことでした。状況からしても20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に4番ですが、申請地は大隅湖の東に位置し、平成4年頃から建物敷地として利用しているとのことでした。状況からしても20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 　　ただいま、説明、報告がありました4件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、90頁、議案第9号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　　議案第9号、90頁から93頁です。今回新たに、譲渡希望が90頁、1番から10番まで、次に、賃貸借希望が91頁1番から92頁13番までですので、お目通しください。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

90頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1番を中塩屋委員と垣内委員に、2番と3番を畠井委員と西元委員に、4番を倉田委員と高田委員に、5番から7番までを村山委員と本村委員に、8番を西ノ原委員と谷口委員に、9番を榎原委員と清水委員に、10番を堀之内委員と大園委員をお願いします。

91頁、賃貸借希望の1番と2番を村山委員と本村委員に、3番を泊委員と松元委員に、4番を田中委員と田村委員に、5番を新原委員と栗山委員に、6番と7番を榎原委員と清水委員に、8番を障子田委員と鶴田委員に、9番と10番を畠井委員と西元委員に、92頁の11番を園田委員と徳田委員に、12番を中塩屋委員と垣内委員に、13番を西ノ原委員と谷口委員をお願いします。

次に、94頁、議案第10号「地籍調査事業に伴う地籍調査推進員の推薦について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　　議案第10号、94頁です。

1の提案理由としましては、令和3年3月16日付けで鹿屋市長から依頼がありました国土調査法に基づく地籍調査事業に伴う地籍調査推進員について、推薦を行うものです。推薦に当たっては、調査地区が下高隈町の一部0.66k㎡、南町の一部0.42k㎡、獅子目町の一部1.88k㎡、吾平町麓の一部0.75k㎡となっており、それぞれの地区に精通して

いる委員で、各地区から1名、計3名の依頼があったものです。

任期は、令和3年6月1日から令和4年3月31日までとなっています。推薦する委員については、下高隈町の一部は園田委員に、南町・獅子目町の一部は榎原委員に、吾平町麓の一部は堀之内委員にお願いしたいと考えております。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明がありました。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、地籍調査推進員を推薦いたします。

鹿屋地区下高隈町の一部は、園田委員、鹿屋地区南町・獅子目町の一部は、榎原委員、吾平地区吾平町麓の一部は、堀之内委員を推薦いたします。

次に、95頁、「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

井手口 合意解約について、95頁から101頁です。101頁で説明します。今回は28件で、田19筆、2万4千810㎡、畑28筆、5万5千545㎡、計47筆、8万355㎡です。これらは全て、第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。初めに、95頁です。1番は、売買のため。2番は、借り手の都合。3番は、借り手の変更。4番は、売買のため。5番は、借り手の都合。次に、96頁、6番は、借り手の都合。7番、8番は、売買のため。次に、97頁、9番、10番は、借り手の都合。11番、12番は、借り手の変更。次に、98頁、13番から17番は、借り手の都合。次に、99頁、18番、19番は、借り手の都合。20番は借り手の変更。21番は、貸し手の都合。次に、100頁、22番は、借り手の変更。23番は、売買のため。24番は、借り手の都合。25番は、借り手の変更。次に、101頁、26番、27番は、売買のため。28番は、借り手の都合。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、95頁から、101頁まで28件の合意解約です。報告しておきます。

以上で、第1回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。なければ、事務局からお願いします。

局長 お手元に、事務局職員名簿、事務局の事務分掌表が配布してありますので、参考にしていただければと思います。次に、農業委員の改選に伴う候補者の状況について説明します。お手元に資料を配布してあります。農業委員の候補者につきましては、募集期間が3月15日から4月14日までで、21人の定数に対しまして、22人の応募・推薦がありましたので、報告しておきます。今後、選考委員会が開催され、6月議会に市長が農業委員候補者を提案し、議会の同意を得て、令和3年8月1日付けで任命することになります。以上です。

それでは、5月の調査委員を申し上げます。5月12日、水曜日、4条・5条の調査が、倉田委員、川崎委員でございます。5月12日、水曜日、農振調査が、田中委員、鬼塚委員でございます。5月13日、木曜日、4条・5条の調査が、泊委員、田村委員でございます。5月13日、木曜日、3条調査が、中塩屋委員、徳田委員でございます。5月の総会は、5月21日、金曜日の9時からとなります。

議長 他にありませんか。ないようですので、推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。

議長 無ければ、これを持ちまして令和3年度第1回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」
(閉 会)